

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被控訴人 国

原告こうぞう意見陳述要旨

2024(令和6)年2月19日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

原告 こうぞう

記

この裁判の原告となってから、日常の中にも様々な出来事がありました。

同性婚が法制化されない中、時間は確実に経ち、僕らの周りでも、もう元に戻らないことがいくつもありました。

我が家で飼っていた犬が一頭と猫が一匹、天国に旅立ちました。

晩年は、食事や排泄や通院、自宅での点滴など、出来る限りの介護をゆうたと2人でしました。

母は地裁での裁判の間に80歳を越え、以前よりも耳が聞こえにくくなりました。そこで僕は地裁の当事者尋問で、傍聴席の母にも聞こえるよう、とても大きな声で話しました。

過ぎゆく時間と母の老いを実感し、「僕らが法律上もふうふになることは間

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

に合うのだろうか」と、寂しきや不安が入り混じりました。

僕をととても可愛がりこの裁判も応援してくれていた高齢の友人は、去年の8月に75歳で亡くなりました。

会えばいつも、「パートナーは元気か?」「パートナーによろしくな」「裁判はどうや?勝てそうか?」「頑張れよ」と声をかけてくれました。

地裁判決が出た去年の6月、その友人は闘病中でしたが、ご家族経由で、「応援してるぞ」「俺が1番最初から応援しとる!!」と病床から言ってくれていたことを聞きました。

その友人はレストランを営んでおり、結婚ができるようになった暁にはそのお店で、お世話になった人やその人も一緒にみんなでお祝いをしたいと思っていましたが、間に合いませんでした。

間に合わず亡くなった人は他にもいます。

ゲイとして地元で生きていくことが息苦しく、海外に出て同性のパートナーと結婚した友人の夫も、昨年突然亡くなりました。

友人の夫とは、僕が訴訟に参加する前、里帰りする友人と共に熊本へやって来た時に、一緒に食事をしました。

友人の夫は、人権回復を求め声を上げる僕をととても気にかけてくれていて、帰国後もLGBTQ+に関わる出来事があると、「こういうことがあったところぞうに伝えてくれ。いつも応援してる」と言ってくれていたそうで、友人が少し困ったように笑いながら僕に伝えてくれました。

亡くなった彼は、僕と10歳も離れていないぐらいでした。

再会し、「僕らも結婚したよ」と喜びを分かち合うことを願っていましたが、それも叶いませんでした。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

どちらが幸せか比べるものではありませんが、法律上家族となった彼らは、一方の死後も、法的にふうふです。

今は元気ですが僕らが彼らのような状況に陥った時、この国では法律上他人として扱われます。

僕らは広くカミングアウトして生きており、周囲は「家族であった」と言ってくれるかもしれません。

しかし、それだけでは解決しない不都合も多く存在します。

そして、僕らだけが「家族であった」と特別扱いをされたいわけではありません。

僕らは、この人生でたまたま司法に直接声を届ける機会に恵まれ、この場にいます。

しかしこれは、僕らだけの話ではありません。

結婚が認められないことで、苦しんでいる人々

愛する人との結婚の選択肢がなく人生を諦めてしまった人々

法律上ふうふになれないまま、思い半ばで亡くなってしまった人々

たくさんの中に合わなかった出来事があり、人々がいます。

国は、結婚を認めないことで、同性のパートナーとふうふとして生きている人たちを見えない存在にし、偏見や差別を再生産しています。

この訴訟は、原告6人だけのものではなく、僕らの後ろには可視化されていない多くの人生が存在しています。

そのような背景にまで、思いを馳せていただきたいと願います。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第1回期日(20240219)提出の書面です。

同性婚法制化について、首相たちは「わが国の家族のあり方の根幹に関わる問題で、極めて慎重な検討を要する」と何年も繰り返しています。

同性婚について考えない日がない僕は、僕らの結婚の何が、極めて慎重な、検討を要する、家族の在り方の根幹に関わるのか、何度考えても分かりません。

裁判官の皆様には、それが何なのか見えていますでしょうか？

そしてそれは、具体的で、論理的で、納得のいくものでしょうか？

検討し、前進しているように見えていますでしょうか？

少数者の権利について上がる声には、平時も災害などの緊急時も、「今は他に優先すべきことがある」と後回しにされ、待っていてはいつまでも順番が来ないことを知っています。

「まずは理解から」と言われますが、法律が出来ることこそが、何よりも理解の裾野をさらに広げ、僕らを当たり前の存在としてより社会に根付かせていくと思っています。

求めているのは、結婚とは違う特別な制度ではなく、平等な結婚の自由です。

この法廷の3名の裁判官の判断により、まだ間に合う人々も、救われる人々も大勢います。

どうかこの国で、より多くの人々が希望を持ち生きていけるように、歴史を良き方向に変える判決を願います。

以 上